

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	良好な居住環境の確保及び居住の安定の確保のための相続税の軽減 （検討事項）				
税 目	相続税				
要 望 の 内 容	<p>平成 23 年度税制改正において、相続税の基礎控除額の引き下げ等による課税ベースの拡大等が行われる場合にあっても、良好な居住環境及び居住の安定の確保のため、土地に係る相続税の軽減について検討する。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1493 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 842 1493 936">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 良好な居住環境及び居住の安定の確保</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 22 年度税制改正大綱では、相続税について「格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指」すこととされている。他方、相続税の支払いのために土地の売却を余儀なくされることとなり、宅地の細分化による良好な住宅地の喪失、都市内の貴重な緑地等の喪失、歴史的・文化的価値のある建物の喪失の一因となっているとの指摘もある。同大綱においても、相続税の見直しに当たっては「我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な継承等に配慮」することとされている。</p> <p>よって、平成 23 年度税制改正において、基礎控除額の引き下げ等による相続税の課税ベースの拡大等が行われることになっても、良好な居住環境及び居住の安定を確保するため、土地に係る相続税について軽減措置を検討する必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	本措置の政策体系上の位置付けは、平成 23 年度における相続税の抜本見直しの具体的内容を踏まえ、検討すべきものである。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本軽減措置は、良好な居住環境を保持する目的から、これに該当する宅地を相続する者全てを対象とした措置である。また、本軽減措置を実施することによって、相続税支払い目的の宅地売却から生じる狭小敷地の造成を防止する結果、低・未利用地（緑被率の低下、狭小化による近隣地区の資産価値の低下等を誘発する宅地等）の発生を 방지、良好な居住環境の維持を図るものであり、本特例措置は政策実現に向けて有効な手段である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本軽減措置は、居住環境を保持するための措置であり、これにより相続税支払い目的の宅地売却から生じる狭小敷地の造成等を防止し、良好な居住環境の維持を図るものであり、的確な措置である。 また、相続人にとって相続により取得した土地等に係る税負担を軽減することは補助金等の他の政策手段と比して政策実現の観点から効率的であり、相当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	<p>—</p>